

経済産業省生産動態統計調査における統一基準の変更について

平成 27 年 6 月 1 日に開催された第 49 回産業統計部会における「資料 4 経済産業省説明資料」中、「2 統計委員会諮問第 51 号の答申（平成 25 年 7 月 26 日付け府統委第 94 号）における『今後の課題』への対応状況について」に係る説明内容について、前回の議論を踏まえ、経済産業省生産動態統計調査における統一基準（以下「統一基準」という。）の変更案を修文するとともに、補足説明いたします。

- 前回答申における検討課題を受け、統一基準の「2. 対象範囲」を以下のとおり変更することとする。

【変更前】	【変更案】
調査対象が多く、調査効率が低下している調査については、記入者負担の軽減や業種の代表性等を考慮し対象範囲の見直しを行うこととする。	調査対象の範囲を検討する際には、記入者負担の軽減や業種内における代表性等を考慮するものとする。また、生産量の大部分が一部の事業所・企業によって占められている業種など、調査効率化の観点で、現行の調査対象の範囲に改善の必要性が生じた業種については、調査対象の範囲を見直すこととする。 なお、業種内における代表性を検討する際には、当該業種全体の生産動向を適切に捉えることを前提に、生産量、金額、従事者数等について総合的に勘案するものとする。

（補足説明）

変更案における「総合的に勘案する」とは、今回、変更案に追記したとおり、本調査の目的である国内の生産動向を適確に把握するというを前提に、調査対象が安定的に定まるといった実査可能性も含めて基準を検討するというものである。

なお、検討課題にある母集団の大きさについては変更案に明示されていないが、業種の中の代表性を検討する段階で包含されているものと思料している。